



## 東海日中海運懇話会・ 楊嫻総領事との交流会を開催 ～総領事一行が名古屋港管理組合を訪問～

当センターの内部部会・東海日中海運懇話会は7月12日夜、「楊嫻中国駐名古屋総領事との交流会」を名古屋港水族館内のレストランで開催した。

楊嫻・中国駐名古屋総領事は来賓を代表して、「名古屋港が中日貿易において非常に重要な役割を担っていることを、本日実際に訪れて実感した。港湾・物流企業の皆様とお会いでき、大変嬉しく思う」と挨拶した。

東海日中海運懇話会の酒井昭博副会長(伊勢湾海運株式会社上席執行役員)は主催者を代表し、「当懇話会は当地区と中国との貿易の促進、港湾・運輸業務の円滑化を図ることを目的に1971年に設立された会で、これまで中国交通運輸部及び中国各港湾との交流活動を行ってきた。今年は日中平和友好条約締結45周年の節目の年であり、本日約6年ぶりに中国総領事館の皆様をお迎えし、このような会を開催でき誠に嬉しく思う」と述べ乾杯の発声を行った。



酒井副会長

交流会には中国駐名古屋総領事館、名古屋港管理組合、東海日中海運懇話会の会員を含む計43名が参加し、親睦を含めた。

また交流会の前には、当センターより名古屋港管

理組合に依頼し、楊嫻総領事一行が同組合への表敬訪問、及び名古屋港水族館の参観を行った。

表敬訪問では、名古屋港管理組合の鎌田裕司専任副管理者より歓迎の挨拶があり、名古屋港と中国の経済的な繋がりや中国交通運輸部との合意に基づく中国各港湾からの研修生受け入れ、上海国際港務集团股份有限公司とのパートナーシップ港提携について紹介があった。



楊総領事(左)と  
鎌田専任副管理者(右)

名古屋港水族館の栗田正徳館長からは、同水族館の概要、シャチやナンキョクオキアミなど同水族館で飼育する貴重な生き物の紹介があったほか、これまでに中国の水族館に対して飼育技術の指導や生き物の交換を通じた交流を行ってきたことが紹介された。その後、一行はイルカパフォーマンスをはじめとした館内の見学を行った。

当初の予定では水族館を見学後、港務艇による名古屋港の視察が予定されていたが、悪天候のため中止となり、代わりに名古屋港管理組合に訪問し、名古屋港の概要について説明を受けた。

### 目次

東海日中海運懇話会・楊嫻総領事との交流会を開催

～総領事一行が名古屋港管理組合を訪問～	1
揚州市商務局と当センターが業務提携～揚州市・産業(名古屋)説明会が開催～	2
【中国実務セミナー】中国法務の基礎～日本本社が押さえるべきポイントのみ解説～	3
交流記録	3
上半期の中国経済	4
【広告】浙江省輸出商品(大阪)交易会	6
【密福】中国税務解説(全6回)第3回:クロスボーダー取引に伴う税務留意点	7

滄州デスクNEWS	12
常州デスクNEWS	13
揚州デスクNEWS	13
常熟デスクNEWS	14
錫山デスクNEWS	14
江門デスクNEWS	15
【広告】中国企業信用調査のご案内	15
中国経済データ	16
中国短信	20
【広告】第24回 中国江蘇省輸出商品展示会	22
【広告】第4回 中国遼寧省輸出商品展示会	23

# 揚州市商務局と当センターが業務提携 ～揚州都市・産業(名古屋)説明会が開催～

7月4日(火)、ヒルトン名古屋にて、「揚州都市・産業(名古屋)説明会」が、揚州市人民政府の主催により開催され、36名が参加した。



来賓挨拶では、楊嫻・中国駐名古屋総領事が、「中日国交正常化から半世紀が過ぎたが、友好協力という基本方針は一貫して変わっておらず、それにより様々な成果をあげてきた」と述べ、両国の貿易総額が国交正常化した1972年の10億ドルから2022年は3,570億ドルに拡大したことを紹介した。他にも日中経済貿易の成果や、日本企業の中国への進出状況等について紹介がされた。最後に、「中部地方と揚州市の双方は、相互補完・協力の余地が大きい。企業の皆様に揚州市への投資の可能性を探ってもらい、実り多い会になることを期待する」と述べた。

次に張礼涛・揚州市人民政府副市長から揚州市の概要及び投資環境について説明がされた。概要では、揚州市出身で日本に仏教を広めた鑑真和上について触れ、現在においても尚、様々な関連イベントが行われていることが紹介された。投資環境について、揚州市はすでに現代産業システムが確立され、特に自動車・部品、ハイテク設備、電子情報製造・ソフトウェアサービス、バイオ製薬・新型医療機器の分野で強みを持っていると紹介し、揚州市への投資を呼びかけた。



続いて、史美山・高郵市人民政府副市長から、揚州市の一部である高郵市の主要産業であるソーラーバッテリー、電子情報、スマート照明の分野について説明がされた。

次に、田文遠・儀征市人民政府副市長から、儀征市の主要産業である自動車産業を中心に投資環境の説明がされた。上海大衆汽車有限公司(上海・フォルクスワーゲン)儀征工場の進出などで、同市の2022年の自動車生産台数は18万5,500万台にのぼり、100社以上の自動車サプライヤーも同市に進出している。近年は、新エネ車産業の発展にも注力しており、自動車関連メーカーの進出を呼びかけた。

続いて、進出企業を代表して青山聡・住友精化(株)執行役員から、進出当時における揚州市のサポート体制などについて紹介がされた。

次に当センター大野専務理事が挨拶し、「今回、当センターは揚州市と新たな業務提携を交わした。本交流会をきっかけに揚州市と当地方との経済交流が益々盛んになることを願う」と述べた。

続いて、当センターと揚州市商務局の間で業務提携の合意に至ったことから、当センターに揚州市連絡ステーションを設置することとなり、連絡ステーションのプレート除幕式が行われ、劉海平・商務局副局長と大野専務理事が除幕を行った。



最後に、当センターと儀征経済開発区の間で当センター準会員入会について調印式が行われた。今後、当センターの週刊メールマガジン準会員レポートで同区のニュースが掲載されることとなる。同時に、EVバス開発・販売の(株)EVモーターズ・ジャパン(本社・福岡県北九州市)と儀征経済開発区との間で、2,000万ドル規模の投資プロジェクトの調印式が行われた。

歓談昼食会では、主催者と参加者との間で交流が行われた。

## 中国法務の基礎

## ～日本本社が押さえるべきポイントのみ解説～

当センターは7月21日、瓜生・糸賀法律事務所の森啓太パートナー（写真）を講師に招き、約3年半ぶりに対面式のセミナーを開催した。



講義は「中国の国家機構・法体系」「安全保障、情報管理、輸出入管理」「基本的な法制度」の3つのパートで構成され、日本本社が押さえるべき法律の最新情報、留意点が解説された。

まず「中国の国家機構・法体系」のパートでは、中国の国家としての仕組み、法体系、裁判・訴訟・土地制度について説明があった。

次に「安全保障、情報管理、輸出入管理」のパートでは、安全保障関連として7月1日から施行された改正「反スパイ法」について触れ、現在は施行直後の為、日系企業も非常に注意しているが、今後、一旦緊張が緩み、再度厳しくなった時に、取り締まられ

ることも予想されるため、常に緊張感を持つておくことが必要とアドバイスがあった。情報管理関連ではデータ三法「ネットワーク安全法」「データ安全法」「個人情報保護法」の概要が説明され、国外へのデータ移転に関しては6月1日に施行された「個人情報国外提供標準契約弁法」に則り、標準契約の締結・届出が必要となり、猶予期限(23年11月末)内に対応する必要があると解説があった。

基本的な法制度のパートでは、「外商投資法」、「民法典」、改正「独占禁止法」、「印紙税法」、改正「女子権益保障法」など近年公布・改正された法律の説明があった。

質疑応答では、中国子会社から取り寄せた個人情報の取扱方法、合併会社の合併期間満了時に更新合意に至らなかった場合の取扱い等について質問があり、講師が回答した。

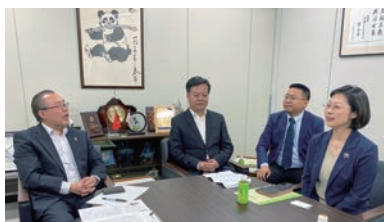
本セミナーには26名が参加した。

## 交流記録

## &lt;揚州市人民政府&gt;

7月3日、張礼涛・揚州市人民政府副市長一行6名が当センターを訪れ、大野専務理事、業務グループから中村課長、佐合主任が対応した。

張副市長から揚州市の概要、投資環境について紹介され、重点産業として自動車、航空、精密機器分野の発展に注力していると説明があった。港についても触れ、「揚州市は古くから港湾都市として栄え、20万トンの船舶が停泊できる深水港があり、オイルタンカーなど大型貨物船の製造能力も有している」と説明があった。



張礼涛 揚州市人民政府副市長

車国華 揚州市人民政府外事弁公室主任

徐 軍 揚州市財政局副局長

劉海平 揚州市商務局副局長

方文龍 揚州市人民政府弁公室四級主任科員

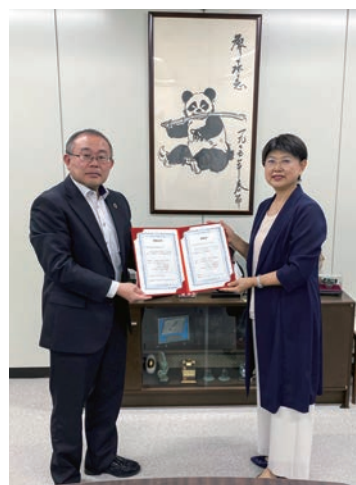
徐 康 揚州市人民政府外事弁公室通訳

## &lt;北京真友堂国際技術発展有限公司&gt;

7月7日、北京真友堂国際技術発展有限公司の白文花董事長兼総経理が来訪し、大野専務理事、中村業務グループ課長が対応した。

同社は2022年4月以降、当センターの業務委託先として中国での連絡業務を担っている。

同社が中国国内における当センターの「連絡処」（連絡事務所）として、中央・地方政府や開発区、企業との連絡業務をより円滑に行えるよう、今回の来訪に合わせ「委嘱状」が大野専務より白董事長に手渡された。



また下半期における当センターによる訪中団の派遣計画、同社による訪日団の派遣計画などについても協議をした。

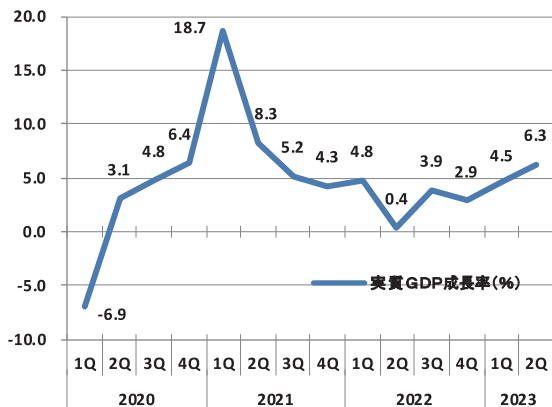
# 上半期の中国経済

上半期における各種データが、中国国家统计局、税関総署などから発表されている。以下主要指標を抜粋し掲載する。

## ◇国内総生産(GDP)

上半期の国内総生産(GDP)は、前年同期比(以下同)5.5%増の59兆3,034億元となった。

### <四半期毎のGDP推移>



産業別では、第一次産業が3.7%増の3兆416億元、第二次産業が4.3%増の23兆682億元、第三次産業が6.4%増の33兆1,937億元だった。

### <第2四半期(4-6月) GDP>

	金額(億元)	前年比
国内総生産(GDP)	308,038	6.3%
うち第一次産業	18,841	3.7%
第二次産業	122,735	5.2%
第三次産業	166,462	7.4%

## ◇物価

消費者物価指数(CPI)は前年同期比0.7%増となった。

### <消費者物価指数>

項目	前年同期比(%)
消費者物価指数(CPI)	0.7
都市部	0.7
農村部	0.6
食品、たばこ、酒	2.1
衣服	0.8
居住(家賃、修繕、燃料費を含む)	▲0.2
生活用品及びサービス	0.5
交通及び通信	▲2.3
教育・文化・娯楽	1.7
医療・保健	1.0
その他用品及びサービス	2.9

工業生産者物価指数(PPI)は前年同比3.1%減、工

業生産者購入価格は前年同期比3.0%減となった。

### <工業生産者物価指数>

項目	前年同期比(%)
工業生産者物価指数(PPI)	▲3.1
うち、生産資材	▲4.1
うち、採掘	▲6.6
原材料	▲5.0
加工	▲3.4
生活資材	0.6
うち、食品	1.3
衣類	1.6
一般日用品	0.6
耐久消費財	▲0.6
工業生産者仕入物価指数	▲3.0
うち、燃料、動力類	▲2.2

## ◇工業

一定規模以上の工業付加価値は、前年同期比3.8%増だった。

三大分類別では、採鉱業が1.7%増、製造業が4.2%増、電力・熱・ガス及び水の生産、供給業が4.1%増、装備製造業は6.5%だった。

企業分類別では、国有企業が4.4%増、株式会社企業4.4%増、外資系企業(香港、マカオ、台湾企業を含む)0.8%増、民営企業1.9%増といずれも伸びた。

製品別では、太陽光電池が54.5%増、新エネルギー車が35.0%増、産業用制御コンピュータ及びシステムが34.1%増と大幅に増加した。

### <主要工業製品生産量>

項目	単位	生産量	前年同期比(%)
原炭	万トﾝ	230,054	4.4
原油加工量	万トﾝ	36,358	9.9
発電量	億kW/h	41,680	3.8
粗鋼	万トﾝ	53,564	1.3
鋼材	万トﾝ	67,655	4.4
10種非鉄金属	万トﾝ	3,638	8.0
セメント	億トﾝ	95,300	1.3
硫酸	万トﾝ	4,684	0.9
カ性ソーダ	万トﾝ	2,017	2.5
エチレン	万トﾝ	1,543	3.8
化学繊維	万トﾝ	3,382	3.9
自動車	万台	1,310.3	6.1
うちセダン	万台	470.2	3.9

## ◇サービス業

サービス産業の付加価値は前年同期比6.4%増で、第1四半期から1.0ポイント増加した。このうち、宿

泊・飲食業は15.5%増、情報発信業・ソフトウェア情報技術サービス業は12.9%増、リース・ビジネスサービス業は10.1%増、金融業は7.3%増、卸売・小売業は6.6%増だった。

#### ◇消費

社会消費財小売総額は8.2%増の22兆7,588億円で、うち都市部の社会消費財小売総額は8.1%増の19兆7,532億元、農村部は8.4%増の3兆56億元となった。

消費分類別にみると、商品小売額は6.8%増の20兆3,259億元、飲食業関連の収入は21.4%増の2兆4,329億元だった。

基本的な日用品の売上は好調で、一定規模以上の企業の売上の内、衣類・靴・帽子等製品が12.8%増、穀物・食品が4.8%増と伸びた。

全国のオンライン小売売上高は13.1%増の7兆1,621億円で、うち実物商品は10.8%増の6兆623億元と社会消費財小売総額の26.6%を占めた。

#### <社会消費財小売総額>

項目	金額 (億元)	前年 同期比 (%)
社会消費財小売総額	227,588	8.2
うち都市	197,532	8.1
農村	30,056	8.4
商品小売業	203,259	6.8
うち 食品、食用油類	9,161	4.8
飲料類	1,433	1.0
酒・たばこ類	2,641	8.6
服装、帽子・靴類	6,834	12.8
化粧品類	2,071	8.6
金・銀・宝飾品類	1,689	17.5
日用品	3,748	5.0
家電及び音響機材類	4,270	1.0
薬品類	3,321	11.1
文化・オフィス用品類	1,895	▲3.9
家具類	685	3.8
通信機器類	3,228	4.1
石油及び製品	11,422	7.5
自動車類	22,409	6.8
建築及び装飾材類	735	▲6.7

#### ◇固定資産投資

固定資産投資(農業を除く)は、3.8%増の24兆3,113億元だった。

産業別では、第1次産業が0.1%増の5,152億元、第2次産業が8.9%増の7兆4,839億元、第3次産業が1.6%増の16兆3,123億元だった。

分野別では、インフラ投資が7.2%増、製造業投資が6.0%増、不動産開発投資が7.9%減となった。また全国の商業住宅販売面積は5.3%減の5億9,515万平方メートル、商業住宅販売額は1.1%増の6兆3,092億元だった。

#### <主な業種別固定資産投資額増加率>

業種	前年同期比(%)
農業・林業・牧畜業・水産業	2.0
採掘業	0.8
製造業	6.0
電力、熱力、ガス及び水の生産供給業	27.0
交通運輸、倉庫及び郵政業	11.0
水力資源・環境及び公共施設管理業	3.0
教育	3.1
衛生及び社会奉仕	2.3
文化、スポーツ及びレジャー業	1.3

#### ◇貿易

輸出入総額は4.7%減の2兆9,182億ドル、うち輸出が3.2%減の1兆6,634億ドル、輸入が6.7%減の1兆2,547億ドルで、貿易収支は4,087億元の黒字となった。うち、一般貿易の輸出入は3.0%減の1兆9,097億ドルで、輸出入総額の65.4%を占めた。

#### <上半期 主要国・地域との輸出入>

国(地域)	輸出入額	伸率	構成比
ASEAN	447,326.1	▲1.5	15.3
EU	399,172.0	▲4.9	13.7
アメリカ	327,264.2	▲14.5	11.2
日本	157,012.6	▲11.2	5.4
韓国	153,425.7	▲16.0	5.3
香港	133,361.7	▲6.7	4.6
台湾	123,630.7	▲24.4	4.2
オーストラリア	116,155.8	8.6	4.0
ロシア	114,547.0	40.6	3.9
ドイツ	105,895.6	▲6.5	3.6
全世界	2,918,167.8	▲4.7	100.0

単位：百万ドル、%

#### ◇雇用

都市部調査の失業率は5.3%で、第1四半期から0.2ポイント減少した。

6月単月の都市部調査の失業率は5.2%、現地の戸籍保有者の失業率は5.1%、他地域の戸籍保有者は5.3%、そのうち他地域の農村戸籍保有者は4.9%だった。16～24歳、25～59歳の失業率はそれぞれ21.3%、4.1%だった。

6月の31の大都市の調査失業率は5.5%で、前月の水準を維持した。また全国の企業従業員の週平均労働時間は48.7時間だった。

## ◇収入・支出

### <収入>

全国住民の1人当たり可処分所得は名目で6.5%増、物価変動の影響を除いた実績は5.8%増の1万9,672元となった。

都市部住民の1人当たり可処分所得は名目5.4%増(実質4.7%増)の2万6,357元、農村部住民は7.8%増(実質7.2%増)の1万551元だった。

収入源別にみると、住民1人あたりの賃金収入は名目6.8%増の1万1,300元と全体の57.4%を占めた。事業所得は7.0%増の3,041元、財産所得は4.7%増の1,743元、移転所得は6.1%増の3,588元と、それぞれ全体の15.5%、8.9%、18.2%を占めた。

### <支出>

全国住民の1人当たり消費支出は8.4%増(実質7.6%増)の1万2,739元。都市住民は7.7%増(実質7.0%増)の1万5,810元、農村住民は8.5%増(実質7.9%増)の8,550元だった。

品目別では、食品・タバコ・酒類が名目で6.0%増の3,907元(全体に占める割合は30.7%、以下

同)、衣類が5.4%増の764元(6.0%)、住居が5.1%増の2,949元(23.2%)、生活用品・サービスが7.8%増の722元(5.7%)、交通・通信が9.2%増の1,630元(12.2%)、教育・文化・娯楽が16.2%増の1,205元(9.5%)、医療・ヘルスケアが17.1%増の1,219元(9.6%)、その他の用品・サービスが14.5%増の342元(2.7%)となった。

国家統計局のコメントによると、「今年上半期の中国経済と社会の運営は、全体的に見れば安定して回復した。マクロ政策は著しい効果を出し、国民経済は好転し、質の高い発展が着実に推進された。しかし、世界の政治経済の情勢が複雑で錯綜しているため、中国国内の景気を持続的な回復と発展の基盤は未だ強固な状況ではない。次の段階では、質の高い発展という最優先課題と、新しい発展スタイルの構築という戦略的課題を中心に、改革開放を全面的に深め、現代化された産業体系の建設を加速し、『経済の質』の効果的な改善と『経済の量』の合理的な成長を同時に実現していく必要がある」としている。

ZHEJIANG MADE ALL WEED  
品質興貨 行遍天下

Osaka International Lifestyle Show

ufi

中国・浙江省のほか、アジアの国・地域から150社が出展する展示商談会

4年ぶりにリアル開催!

大阪 国際ライフスタイルショー  
OSAKA INTERNATIONAL LIFESTYLE SHOW

浙江省 輸出商品(大阪)交易会  
ZHEJIANG EXPORT FAIR

2023 9.13 [水] - 9.15 [金] 10:00~17:00 \*最終日は16時閉場  
インテックス大阪 2号館

主催：浙江省商務庁 共催：浙江遠大国際会展有限公司、一般財団法人大阪国際経済振興センター、大阪商工会議所

来場事前登録はウェブサイトから ▶▶ zhejiangfair-osaka.com 大阪 ライフスタイルショー 🔍

## 中国税務解説（全6回）

## 第3回:クロスボーダー取引に伴う税務留意点

デロイト トーマツ税理法人

パートナー 安田 和子 / シニアマネジャー 服部 功

6回シリーズの中国税務解説の第3回目。今回は、クロスボーダー取引に伴う税務留意事項である「PE課税」と「ロイヤルティ関税」について解説する。

中国に子会社を有する日本法人は、中国子会社との間で日々さまざまなクロスボーダー取引を行っていることが多い。貨物の輸出入などのクロスボーダー取引はもちろんのこと、ロイヤルティや技術支援活動に対するサービス対価、出向負担金などの取引もクロスボーダー取引として挙げられる。中国は、国外への送金(対外送金)に対して外貨管理の観点から、貿易送金(輸入貨物に対する対価の支払)と非貿易送金(輸入貨物を伴わない対価の支払)を明確に区分して管理しており、一般的に非貿易送金は貿易送金と比較して、対外送金に伴う税務問題を引き起こしやすい。その代表的な論点の1つは「PE課税」であり、これは非貿易送金の受け取りにより利益を得た日本法人に対して、その利益に対する中国における企業所得税の納税義務に関する税務局からのチャレンジである。2つ目の代表的な論点は「ロイヤルティ関税」であり、これは輸入貨物を伴わない非貿易送金であっても、将来的に輸入される貨物と関連性を有する場合には、追加的な関税を納税すべきとする税関からのチャレンジである。

## &lt;PE課税に係る事例検討&gt;

## ①事例の紹介

日本法人M社はアパレル製品の販売を主たる事業とする法人であり、世界各国に販売拠点を有し、中国にも販売機能を有する子会社S社を有している。

S社は製造機能を有さず、OEM(\*)に製造を委託し、当該OEMから商品を仕入れ、中国の顧客にM社製品を販売している。

M社は、S社が販売する商品の仕入先であるOEMとの間で、S社に代わり、製品の仕様、品質管理、

仕入価格交渉等を行い、買取代行手数料の名目で、これらの役務提供に係る対価を収受している。

M社従業員の中国での出張日数は、暦年ベースで2021年については183日を超えたが、2022年度は、90日程度であった。

この度、買取代行サービスのための従業員の出張がPEにあたると、S社から連絡があった。なお、M社は、中国に支店等の事業を行う場所を有していない。

(\*) OEM: Original Equipment Manufacturerとは、他社のブランド製品を製造する製造業者である。

## ②問題

PE認定課税の中でも実例の多いコンサルタント役務のPE認定の設例である。M社はどのようなリスク検討をすべきか。

## ③解説

PE (Permanent Establishment: 恒久的施設)とは、事業を行う一定の場所を言う。日本法人M社は中国に支店等を有していないが、日中租税条約第7条は、中国国内にPEがなければ、中国国内で稼働した事業所得は中国での課税を受けないと規定している。これがいわゆる「PEなければ課税なし」というルールである。ただし、PEとは、物理的な事業所のみをさす規定ではない。本問のようにM社が自社の従業員を派遣し、中国国内で役務提供を一定期間に亘って行う場合、M社は中国税務当局から、中国にPEを有するとの指摘を受ける可能性がある。

PE認定の判断根拠として、国家税務総局は「中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府の所得に対する租税に関する二重課税回避及び脱税防止のための協定及び協定書条項解釈」の公布に関する通知(国税発[2010]75号)(以下、「75号通達」という。)や「租税条約の使用料条項の実施問題に関する通知」

(国税函[2009]507号)(以下、「507号通達」という。)を公布しており、PE認定の判定は、主には中国国内法におけるこれら通達及び租税条約の規定を根拠に行われることとなる。

本問の場合、M社の従業員派遣は、S社に対する買取代行業務遂行のための派遣であると考えられる。まず、日中租税条約が中国国内法の取扱いにどのような影響を与えるかについて検討すると、日中租税条約第5条第5項は、日本の企業が中国国内において従業員等を通じてコンサルタント役務を提供する場合には、このような活動が単一の工事または複数の関連工事について12カ月の間に合計6カ月を超える期間(6カ月ルール)行われるときに限り、中国国内にPEを有すると規定している。なお、2018年4月1日以降は中国国内法の改正により、上記6カ月は183日に変更された。

次に中国国内法である75号通達は、租税条約に定める従業員等を通じて行うコンサルタント役務の範囲の判断につき、エンジニアリング、技術、管理、設計、トレーニング、コンサルティング等のサービス、具体的にはエンジニアリング作業プロジェクトに対して提供される技術指導、サポート、コンサルティング等のサービス、生産技術の使用及び革新、経営管理の改善、プロジェクトFS及び設計法案の選択等に対して提供されるサービス、企業経営及び管理方面に対して提供される専門サービスなどが含まれると定めており、複数プロジェクトが関連するかの判断は、契約は異なっても同一人物が関与していること、先行するプロジェクトが後発のプロジェクトの実施要件となること、プロジェクトの性質が同一であるかなどにより行うと示している。

加えて、日数のカウントについては注意が必要で、派遣人員が最初に中国に到着した日から役務提供を完全に終了するまでがカウントの対象となる。

また、同一プロジェクトが複数年に亘り継続する場合で、ある時期に滞在日数が183日を超えた実績があり、PE認定を受けたときは、その他の12カ月で183日を超えていなくても全ての継続期間においてPE認定を受けることとなるなど、厳しい執行が行われる場合もあり、これらPE認定の判断は中国各地域で異なるため、注意が必要である。

最後にPE認定を受けた場合の課税関係について、

PEを有する非居住者は、多くの場合、みなし所得課税方式が採用されることとなる。つまり、M社が収受する報酬額に対して推定利益率を乗じた金額が中国企業所得税法上の所得として認識され、当該みなし所得に対して25%が企業所得税として課されるということとなる。

その他、PEに関連する出張者については、中国国内の通達上、プロジェクトに携わる当該出張者個人の給与をPEが負担しているとみなされるため、日中租税条約上の短期滞在者免税の規定が適用されず、月額給与を基準として、滞在日数に対応する中国国内源泉所得につき、中国個人所得税を納付する必要性が生じる点も留意が必要である。

## 〈ロイヤルティ関税についての最新動向〉

### ①事後徴税と税関納税申告手続きの整備

「税関輸入出貨物課税価格査定弁法」(税関総署213号令、以下「価格査定弁法」)では、「ロイヤルティとは、輸入貨物の買主が特許権・商標権・ノウハウ・著作権・頒布権・販売権に関する知的財産権の権利者及び権利者の有効な授権者の許諾又は譲渡を取得するために支払う費用をいう」と定義されている。価格査定弁法の関連規定により、ロイヤルティが輸入貨物と関係するものであり、かつその支払が当該貨物の中国国内での販売条件に該当する場合には、当該ロイヤルティは輸入貨物の課税価格に算入しなければならないとされている。

それに対して、税関総署は2019年1月23日に「新しい税関監督管理方式の導入に関する公告」(税関総署公告2019年第20号)を公布し、ロイヤルティに関する取引後の課税及び支払後の期限内申告納税について、「ロイヤルティに関する事後徴税」が導入された。さらに、税関総署は2019年3月27日に「ロイヤルティに係る税関納税申告手続きに関する公告」(税関総署公告2019年第58号)を公布し、税関規定により課税価格に算入すべきロイヤルティに対して、通関申告書への記入を通じて税金を自主申告・自主納付する方法が初めて導入された。なお、58号公告では、「納税義務者が課税ロイヤルティの納税申告を行わなかった、又は期限内申告納税を行わなかったことにより、税金の徴収漏れまたは過少納付が生じた場合は、税関は延滞金を請求することができる」ことが初めて明確に規定された。



## (ア) 記入方式―「ロイヤルティ支払の確認」

「価格査定弁法」(税関総署213号令)によれば、2016年3月から、中国税関により通関申告書上に「ロイヤルティ支払の確認」の記入欄が新たに追加された。58号公告の実施前後における当該記入欄の記入方法の変更点は表1の通りである。

表1の通り、従来の記入方法はロイヤルティと輸入貨物の関係性の判断に重点を置くものであり、その判断結果はロイヤルティが課税対象であるか否かの結論に直結するものではなかった。理論上、ロイヤルティが輸入貨物に関係するものであっても、その支払が輸入貨物の中国国内での販売条件に該当しない限り、そのロイヤルティは、輸入貨物の課税価格に算入されない。

しかし、58号公告の実施以降、買主はロイヤルティが課税対象であるか否かについて判断し、記入することが要求される。つまり、輸入側にはロイヤルティと輸入貨物の関係性の判断に加えて、ロイヤルティの支払が輸入貨物の中国国内での販売条件に該当するか否かに関する判断も求められる。実務上、その判断は、論点になる可能性が高いと考えられる。

また、従来の規定においては、「輸入貨物の実際の支払価格に含まれないロイヤルティ」の確認のみが要求され、輸入貨物の実際の支払価格にロイヤルティが含まれる場合、買主は記入欄に直接「いいえ」と記入する。一方、58号公告においては、ロイヤルティの支払がある場合、輸入貨物の実際の支払価格に含まれているか否かにかかわらず、買主はその納税義務について判断し、記入する必要がある。すなわち、買主は輸入貨物の実際の支払価格に含まれるロイヤルティについても、その納税義務を判断し、記入することが求められる。

## (イ) 課税ロイヤルティの自主申告

課税ロイヤルティが輸入貨物の通関申告時点で支払われているか否かに応じて、その自主申告手続は下記の2種類に区分される。

### 1) 輸入貨物の通関申告時点で、課税ロイヤルティが既に支払われている場合

納税義務者は、既に支払った課税ロイヤルティの金額を通関申告書の「雑費」欄に記入するが、その金額は「総額」には算入していない。(申告フロー

の詳細は以下の通りである。)

1. ロイヤルティに関する納税義務を確認する。
2. 貨物を輸入する前に、ロイヤルティを支払った。
3. 輸入貨物の通関申請書における「ロイヤルティの支払確認」の記入欄に「はい」と記入する。
4. 輸入貨物の通関申告書における「雑費」欄にロイヤルティの支払金額を記入する。

### 2) 輸入貨物の通関申告時点で、課税ロイヤルティが支払われていない場合

納税義務者は、ロイヤルティの支払いの都度、30日以内に「監査管理コード：9500」を用いて申告納税手続を行い、かつ「課税ロイヤルティ申告表」に記入する。(申告フローの詳細は以下の通りである。)

1. ロイヤルティに関する納税義務を確認する。
2. 輸入貨物の通関申請書における「ロイヤルティの支払確認」の記入欄に「はい」と記入する。
3. 輸入貨物の通関後、ロイヤルティを支払う。
4. ロイヤルティの支払から30日以内に通関申告書を用いて、ロイヤルティを別途申告する。

実務上、殆どのロイヤルティは貨物の輸入後に支払われると考えられる。よって、納税義務者は輸入貨物と別々に申告される課税ロイヤルティに関する具体的な要求に留意する必要がある。

## (ウ) 延滞金の徴収及び減免

58号公告では、「納税義務者が課税ロイヤルティの納税申告を行わなかった、又は期限内申告納税を行わなかったことにより、税金の徴収漏れまたは過少納付が生じた場合には、税関は延滞金を請求することができる」ことが初めて明確に規定された。具体的には、下記2つの状況に区分される。

- 1) 納税義務者が「ロイヤルティ支払の確認」について規定通りに申告しなかったことにより、税金の徴収漏れまたは過少納付が生じた場合、税関は、税金納付または貨物通関日から規定違反行為が発覚した日まで、日歩0.05%の延滞金を科すことができる。
- 2) 納税義務者が「ロイヤルティ支払の確認」について規定通りに申告したが、期限内申告納税を規定通

表1 58号公告の実施前後における「ロイヤルティ支払の確認」欄の記入方法の変更点

58号公告の実施前	58号公告の実施後
<p>「価格査定弁法」第11条・第13条の規定に基づき、買主が直接または間接に売主またはその関係者に支払う「輸入貨物に関係し、かつその現実支払価格に含まれていないロイヤルティ」の有無を確認し、記入する。                      (注:「価格査定弁法」第11条は、課税価格に算入すべきロイヤルティの判定に関する規定である。第13条は、ロイヤルティと輸入貨物の関係性の判断に関する規定である。)</p>	<p>「価格査定弁法」第11条・第13条・第14条の規定に基づき、課税ロイヤルティの有無を確認し、記入する。輸出貨物・加工貿易貨物・保税監督管理下に置かれた貨物(国内販売に転用するものを除く)は記入対象外となる。                      (注:「価格査定弁法」第14条は、ロイヤルティの支払が輸入貨物を中国国内に販売する条件となるか否かの判断に関する規定である。)</p>
<p>買主が直接または間接に売主またはその関係者に支払う「輸入貨物に関係し、かつその現実支払価格に含まれていないロイヤルティ」が存在し、かつ13条に定められた状況に合致する場合、「ロイヤルティ支払の確認」の記入欄に「はい」と記入する。</p>	<p>買主が直接または間接に売主またはその係者に支払うロイヤルティが存在する場合、当該ロイヤルティが輸入貨物の現実支払価格に含まれているか否かにかかわらず、「ロイヤルティ支払の確認」の記入欄に「はい」と記入する。</p>
<p>買主が直接または間接に売主またはその関係者に支払う「輸入貨物に関係し、かつその現実支払価格に含まれていないロイヤルティ」が存在するが、13条に定められた状況に合致するか否かについて納税義務者が確認できない場合、「ロイヤルティ支払の確認」の記入欄に「はい」と記入する。</p> <p>買主が直接または間接に売主またはその関係者に支払う「輸入貨物に関係し、かつその現実支払価格に含まれていないロイヤルティ」が存在するが、納税義務者が13条の規定に基づき、ロイヤルティが輸入貨物に関係しないと確認した場合、「ロイヤルティ支払の確認」の記入欄に「いいえ」と記入する。</p> <p>買主が直接または間接に売主またはその関係者に支払うロイヤルティが存在せず、あるいはそのようなロイヤルティが存在するが、すでに輸入貨物の現実支払価格に含まれている場合、「ロイヤルティ支払の確認」の記入欄に「いいえ」と記入する。</p>	<p>買主が直接または間接に売主またはその関係者に支払うロイヤルティが存在しない場合、「ロイヤルティ支払の確認」の記入欄に「いいえ」と記入する。</p>

りに行わなかったことにより、税金の徴収漏れまたは過少納付が生じた場合、税関は、申告期限日から申告納税日、又は規定違反行為の発覚日まで、日歩0.05%の延滞金を科すことができる。

**(工) 申告期限**

ロイヤルティを支払った都度、30日以内

**(オ) 通関申告書の記入**

課税ロイヤルティの別途申告に際して、納税者は、「監督管理コード：9500」の通関申告書に、下記の内容を記入する必要がある。

a.商品名：課税ロイヤルティに関する輸入貨物

の名称

b.品目コード：課税ロイヤルティに関する輸入貨物の品目コード

c.法定数量：「0.1」と記入する

d.総額：課税ロイヤルティの支払金額

e.総重量/正味重量：「1」と記入する

**(カ) 「課税ロイヤルティ申告表」及びその他書類**

納税義務者は「課税ロイヤルティ申告表」に記入し、下記の書類及び情報を提供する必要がある。

a.課税ロイヤルティに関する輸入貨物の通関申告書番号

b.ロイヤルティに関する契約書・協議書・発票・

支払証憑

c. 税務当局から取得した源泉徴収税額の完納証明書

d. 「価格査定弁法」第13条・第14条の規定に基づき、「当該ロイヤルティと輸入貨物との関係性の有無」、「ロイヤルティの支払が輸入貨物の中国国内での販売条件に該当するか否か」に係る説明文書

課税ロイヤルティは輸入貨物とは別々の申告手続を行うため、ロイヤルティ申告の記入内容には、ロイヤルティに関係する輸入貨物の申告情報(例: 輸入貨物の品目コード・輸入貨物の通関申告書番号)が多く含まれる。実務上、ロイヤルティとそれに対応する輸入貨物の物流情報を合致させることは容易ではなく、また、課税ロイヤルティの按分計算における統一基準は確立されていない状況である。このような状況を鑑みると、申告納税のコンプライアンスは、企業にとって大きな課題であると考えられる。

## ②ロイヤルティ以外の非貿易送金に対する課税

最新の税関調査動向として、ロイヤルティ以外の開発費や設計費などの非貿易送金に対して、ロイヤルティと同じように、輸入貨物との関係性を質疑される事例が出てきている。

価格査定弁法第11条第2項において、買手が無償又は低い価格で提供された以下の貨物又はサービス価値のうち、輸入貨物と関連性があり、適切な割合

で割り当てることができる場合には、課税価格に算入しなければならないと規定している。

- 1) 輸入貨物に含まれる材料、部品及び類似の貨物
- 2) 輸入貨物の生産過程で使用する工具、金型及び類似貨物
- 3) 輸入貨物の生産過程で消費された材料
- 4) 海外で行われる輸入貨物の生産に必要な工程設計、技術研究開発、技術及び製図等に関するサービス

中国の一部の税関において、上記の4)を根拠として、海外(例えば日本)で行われる開発や設計に関するサービス価値相当が輸入貨物に対する貿易送金に含まれていない場合に、輸入貨物との関係性が指摘され、追加的な関税をチャレンジされるケースが出てきている。実務上、これまでのロイヤルティ関税の指摘と同じように、対応する輸入貨物の物流情報を合致させることは容易ではなく、また、課税執行については地域差があり、統一基準は確立されていない状況である。このような状況において、中国に複数の子会社やグループ会社を有する日系企業にとって、この新たな税関からのチャレンジは安易に受け入れられるものではないと思われる。追徴による金額的な影響額だけでなく、他の企業や地域に波及する潜在的なリスクも鑑みて慎重な対応が求められる。

## 執筆者プロフィール

安田 和子

デロイト トーマツ税理士法人  
インターナショナルタックス  
M&A/中国税務サービス  
パートナー/米国公認会計士



大手監査法人に入所、その後6年間北京に駐在し、多くの日系企業に対して、中国税務を中心としたアドバイザリー業務に従事。

製造業、商社、サービス業等を含む中国進出を行う日系企業に対して、組織再編、クロスボーダー取引を中心に様々な中国税務アドバイザリーを行っている。

主な著作「中国 新企業所得税制の実務」清文社、  
「中国の投資・会計・税務Q&A 第7版」中央経済社、  
「アジア諸国の税法」中央経済社(共著)、  
「月刊 国際税務 こんなお悩みありませんか? 問題解決! 中国なんでも相談室」(寄稿)

服部 功

デロイト トーマツ税理士法人  
(天津出向中)  
ビジネスタックスチーム/日系企業  
税務チーム  
シニアマネジャー/日本国税理士



2022年からデロイト天津事務所に駐在し、北京・天津を中心に日系企業に対する税務業務に従事している。

日本の税務専門家として、税理士法人トーマツ(現:デロイト トーマツ税理士法人)名古屋事務所に入社以降、日系多国籍企業における国内外に跨るM&A・グループ内再編・国際取引等の大規模企業における課税問題に係るアドバイザリー業務を17年以上に渡って従事してきた。特に自動車業界をはじめとする製造業において生じる日中間のクロスボーダーな課税問題に係る税務専門家として、日中それぞれの観点からの総合的なアドバイザリーサービスを手掛ける。

主な著作「中国の投資・会計・税務Q&A 第7版」中央経済社(共著)



### 黄驊港からの新航路が就航

6月28日、黄驊港から極東ロシア及び泉州・厦門港へのコンテナ路線が就航した。

特に黄驊港から極東ロシアへのコンテナ航路は、河北省にとって初の極東ロシアにつながる国際コンテナ航路であり、今回の新規



航路の就航により、河北省とロシアの貿易往来に新たなルートが開通しただけでなく、黄驊港の国際化を更に向上させ、また河北省の企業が極東ロシア市場と深く結びつき、国際化が進み、更に発展するための新たなプラットフォームとなった。また福建省(泉州港、厦門港)との新航路の開通も、黄驊港が更に発展するのを促進すると期待されている。

### 1-5月 一定規模以上の工業企業の収益増加率が省内で第3位に

今年に入り、滄州市は経済の発展をさらに強化・促進し、工業は安定した成長を維持し、各種経済指標は改善を続けている。

1月から5月までの製造業の営業利益は2,024億9,000万元で、全市の総収入の86.4%を占め、前年比で7.8%増加した。また産業を支える重要な役割を果たしている電力、熱、ガス、水道の生産供給業は、収入で前年比3.2%の増加を達成し、全市における収入の伸びを0.3ポイント押し上げた。

### 1-5月黄驊港の貨物取扱量 顕著に増加

今年1-5月における黄驊港の貨物取扱量は前年同期比5.36%増の1億3,278万トンで、この内、総合港区、バルク貨物港区での取扱量は前年同期比

21.54%増の4,495.56万トンで、総取扱量に占める外国貿易貨物は前年比33%増の3,391.57万トンだった。

現在、黄驊港には46のバースが建設されており、その内41バースが万トン級となっている。また5万トン級と20万トン級の航路を有している。黄驊港から日本への外貿航路と広州への国内航路が正式に開通したことにより、黄驊港は32の国内外航路を開設し、38の国と地域、200以上の国内港と接続しており、港湾の国際化レベルと運営能力が大幅に向上してきている。

### 1-5月で441件のRCEP原産地証明書を発行

1から5月までに、滄州税関は前年同期比約50%増の441件のRCEP原産地証明書を発行し、その発給対象の金額は25%増の1,947.4万ドルで、滄州市の輸出製品に対する輸入業者の関税400万元相当が免除されることとなった。

1例を紹介すると、滄州税関では、河北省の企業が日本に輸出した衣料品(金額137.89万元)に対して、RCEP原産地証明書2通発行した。この証明書があれば、商品の輸入と通関時に約5万元相当の関税の免除が受けられる。

### 今年的小麦が豊作

滄州市(黄驊市)の小麦は特色があり、塩分が高い土壌でも育つことで有名で、現在市内に約6.7万ヘクタールの小麦畑があり、その収穫が行われた。単位面積当たりの平均収穫量は240kg以上で、昨年比7.9%増加し、総生産量は前年から20%近く増加した。



滄州市一帯は土壌の塩分含有量が比較的高いため、滄州市政府はこの独特な土壌の総合利用を深化し、農地インフラの建設を継続的に強化し、科学技術に頼って小麦の生産能力を向上させ、新品種、新技術の開発に積極的に取り組んでいる。



企業家太湖フォーラムが成功裏に開催

6月28日、同フォーラムが蘇州市で開催された。フォーラムには、江蘇省及び世界各国から約700名の企業家代表、団体代表が参加し、江蘇

省委員会書記の信長星氏が基調講演を行った。

本フォーラムのサブフォーラムの一つとして、常州市人民政府主催の「グリーン低炭素・新エネルギー産業協力交流会議」も同日午後で開催された。この会議で、常州を「新エネルギーの都」として建設を加速し、常州を「1兆元突破都市」として躍進させ、2025年までに常州の新エネルギー生産額が1兆元を超えるという目標を達成する。

初の新エネルギー車専用のコンテナ列車を運行

6月21日、常州比亞迪汽車有限公司(BYD江蘇常州工場)は、45台の完成車を乗せたコンテナ15個を奔牛鉄道貨物ステーションから出荷した。これらコンテナは列車で寧波港まで運ばれた後、海上輸送でドイツ・ハンブルクへ運ばれ、初の新エネ車の鉄道・海上

複合一貫輸送が実現した。これにより、輸送コストを年間約150万元削減できる。この輸送実現に向



けては、常州国家高新技术区(新北区)商務局と奔牛港集団が今年2月から積極的に準備を進めてきた。

センサータ・テクノロジーズ一行が常州視察

センサーと制御部品の世界的なリーダー企業であるセンサータ・テクノロジーズのCEOが、同社のグローバル経営陣を率いて常州市を訪問した。

現在、同グループは、世界各国に生産、研究開発、販売拠点を有しており、常州高新区に2社の現地法人を設立しており、またグループ最大の研究センターを常州市に設立している。

同グループの経営計画によると、新エネルギー車の分野で更に常州で生産拡大する予定があり、今回は常州の優れた投資環境、ビジネス環境、産業チェーン等を視察するために訪問した。



シュッツ社の現法が開業

ドイツの化学メーカーのシュッツ社(SCHUTZ)が開発区に設立した「德国舒馳容器(揚州)有限公司」の開業式が行われた。

シュッツ社は、世界的な産業用梱包バルクコンテナの発明者、リーダーであり、年間売上高は25億ユーロを超え、世界中に55以上の生産およびサービス拠点を有している。



揚州開発区プロジェクトは、敷地面積約4.2万㎡、総投資額は2.5億元で、主に中間バルクコンテナ(IBC)、プラスチックドラム等を生産し、江蘇省及び周辺の省の化学工業、医薬、自動車、新エネルギー及び食品・飲料等の分野に向けてサービスを提供する。プロジェクトの第1期が完了すると、年産2.5億元が見込まれ、総合税収は3,000万元に達すると予想される。

張礼涛 揚州市副市長が代表団を率いて訪日

本誌、P2及びP3で詳細を紹介しているが、6月28日から7月5日にかけて、張礼涛副市長が揚州市経済貿易友好代表団を率いて日本、韓国を訪問。各地で投資誘致のための様々な活動を行い、大きな成果を得て帰国した。

カナディアンソーラーの投資PJ

揚州経済技術開発区における今年の重点投資プロジェクトの一つである、太陽光発電パネルの大手メーカー「カナディアンソーラー」の投資プロジェクト建設が順調に進んでいる。



同プロジェクトの総投資額は150億元で、3段階に分けて建設が行われる予定。主に太陽光発電モジュール、コンポーネント、蓄電システムの研究開発、生産、販売に従事する。



**豊電金凱威が新技術・新製品発表会を開催**

6月17日、豊電金凱威(蘇州)圧縮機有限公司の新技術・新製品発表会と新工場エリア竣工式が「協同創新産業園」で開催された。

豊電金凱威(蘇州)圧縮機有限公司は、総投資額3億元で2019年に常熟高新区に設立され、水素エネルギーに使用されるピストン圧縮機やダイヤフラム圧縮機など30以上の製品シリーズを保有しており、太陽光発電および半導体(ポリシリコン、有機シリコン)、フッ素化学産業、原子力発電、石油化学等の分野で応用されている。

同社の常熟プロジェクトが本格的に生産を開始すると、総生産能力は年間800台に達し、年間生産額は8億元を超える。

**中新昆承湖園区説明会が成功裡に開催**

6月27日、高新区がイタリア商会の協力企業に対

し、「中新昆承湖園区」の発展状況について説明会を開催した。

今回の活動の目的は、中国イタリア商会の協力企業とのコミュニケーション及び交流を通じ、協力関係を強化し、イタリア商会の協力企業が常熟高新区に進出する事を促進することである。

常熟市のイノベーションゾーンを中心として、常熟高新区内にある中新昆承湖園区は、総面積が約46.4km<sup>2</sup>で、「グリーンと低炭素」のコンセプトのもと、高品質の産業開発、科学技術イノベーション研究開発、ハイエンド都市インフラが一体化した「蘇州北部低炭素イノベーション都市」を建設する予定となっている。現在、園区内では様々なプロジェクトの建設が順調に進んでいる。

常熟高新区は蘇州の自動車産業の集積地として、自動車および基幹部品産業が急速に発展しており、トヨタ、三菱電機、コンチネンタル、延鋒(Yanfeng)、マーレ、ヴァレオを含む170社以上の企業が、高新区に進出し、自動車とコアコンポーネントの産業クラスターを構築している。



**ドイツ・オーストリア企業家代表団が来訪**

ドイツとオーストリアの約30人の企業家で組織された代表団が、無錫市との交流を深め、協力を拡大するため、錫山経済技術開発区にある中欧智能裝備産業園を訪問した。

今回の訪問団は、ドイツのフラウンホーファー研究機構とウィーン工商会をはじめとするドイツ、オー



ストリアの経済団体や著名企業で構成され、錫山中欧知能裝備産業園の視察に重点を置き、同園の産業配置、ビジネス環境、建設と運営状況についての深い理解を得るとともに、投資、経済貿易協力に関する交流を行った。同代表団は中欧智能裝備産業園の建設を高く評価し、引き続き交流を深め、錫山の立地と資源の優位性を生かしてウィンウィンな経済協

力が期待したいとした。

**ナトリウム電池の新PJ**

深圳に本社のある、リチウム電池の大手企業「深圳盤古納祥新能源有限責任公司(PARAGONAGE)」のナトリウムイオン電池R&Dセンター及び製造ラインプロジェクトの調印式が錫山で行われた。

同社は、ナトリウムイオン電池分野において優れた研究開発の実力を持ち、原材料のテストから電極製造、工程テストまでが整備されている。錫山区はナトリウムイオン電池産業チェーンの川上から川下までの各種企業を誘致し、新エネルギー産業を拡大している。

**産学官の連携で就職活動の支援強化**

この度、錫山開発区と区内企業5社及び江蘇情報技術専門学校は、産学官の就職支援の仕組みを立ち上げた。今後はこのプラットフォームを通じ、企業と学校が人材育成・研究活用化などについて交流し、相互のニーズを明確にし、理解を深める事となる。



### 上半期の投資導入額 過去最高

上半期、江門市は投資額が1億元以上のプロジェクトを前年同期比(以下同)58.6%増の241件導入し、投資額は32.9%増の1,296億元と過去最高を記録した。このうち、10億元を超えるプロジェクトは63%増の44件、投資額は23.3%増の849億元となった。

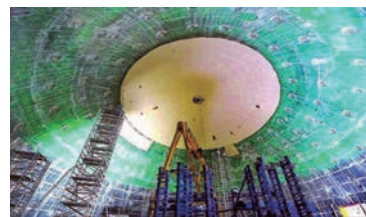
また、投資額が1億元以上のプロジェクトの内、製造業は40.2%増の185件で、投資額は6.5%増の783億元だった。

### ニュートリノ実験センター建設近況

「江門ニュートリノ実験センター検出器」は、中国科学院と広東省が共同で建設した大型科学装置である。

ニュートリノは宇宙最古にして最も謎に満ちた素粒子であり、これに関する研究は宇宙のモデルを理解する上で極めて重要であり、世界最先端の基礎研究となっている。

現在、地下にある実験ホールを中心検出器のステンレス製メイン構造の設置はすでに完了しており、2024年の竣工・運営開始が予定されている。運営後は、ニュートリノ研究に関する国際センターのひとつとなる。



### 政府の労働品質評価が省内3位

広東省は、「2022年人民政府の仕事の質の評価」の結果を発表した。それによると、江門市はA評価を受け、省内で3位にランクされた。2021年よりも1つ順位が上がった。江門市ではここ4年連続A級評価を獲得している。

昨年、江門市では「質の高い国家模範都市」を構築することを目標に、都市戦略を実行し、製品、プロジェクト、サービスの品質向上活動を精力的に実施してきた。

## 中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海日中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合併パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及ぶ情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書(日本語)をお届けします。

調査タイプ

#### ①総合信用調査：

企業概要、登記情報(過去の変更記録を含む)、株主構成、董事構成、組織構成、従業員構成、保有建物・設備、仕入・販売状況(品目、決済方法を含む)、財務情報(貸借対照表、損益計算書の合計金額、通常2年分)、経営分析、取引銀行、沿革、企業・業界の現状と見通し、信用評価

#### ②ビジネス信用調査：

総合信用調査の簡易版で、財務情報もレポートの記載対象に含まれます。

### 調査料金(消費税別)

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	65,000円	98,000円
	至急	15日	98,000円	147,000円
ビジネス信用調査	普通	20日	35,000円	53,000円
	至急	10日	53,000円	80,000円

【お問い合わせ・お申込み】 一般社団法人 東海日中貿易センター 業務グループ

TEL:052-219-4820 FAX:052-219-4823

URL <https://www.tokai-center.or.jp> E-mail:gyoumu@tokai-center.or.jp

# 中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

## 日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年	190,221	5.8	248,190	22.0	▲57,969	赤字拡大
2023年6月	15,183	▲11.0	19,612	▲10.2	▲4,428	赤字縮小
2023年1-6月	81,407	▲8.8	117,823	3.5	▲36,416	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 6月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比
		輸出	総額
内訳	アメリカ	17,388	19.9
	E U	9,181	10.5
	アジア	45,056	51.5
	うち中国	15,183	17.4
輸入	総額	87,010	100.0
	アメリカ	9,213	10.6
	E U	9,444	10.9
	アジア	42,248	48.6
	うち中国	19,612	22.5

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 6月の主な増減品目

単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
			輸出	減少	1 鉄鋼
		2 半導体等電子部品	▲12.8	▲1.0	
		3 非鉄金属	▲20.1	▲0.8	
輸入	減少	1 通信機	▲31.5	▲2.8	
		2 半導体等電子部品	▲31.6	▲1.0	
		3 電算機類(含周辺機器)	▲11.2	▲1.0	

出所：日本・財務省

## 名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年	33,604	▲0.8	17.7	28,963	24.7	11.7	4,641	黒字縮小
2023年6月	2,463	▲14.8	16.2	2,453	▲1.4	12.5	10	黒字縮小
2023年1-6月	13,050	▲21.2	16.0	14,324	9.2	12.2	▲1,274	赤字転換

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港  
国際空港：中部空港、静岡空港

### 6月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比
		輸出	総額
内訳	アメリカ	5,655	27.1
	E U	2,802	13.4
	アジア	6,842	32.8
	うち中国	2,463	11.8
輸入	総額	10,829	100.0
	アメリカ	1,088	10.0
	E U	1,169	10.8
	アジア	5,937	54.8
	うち中国	2,453	22.7

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

### 6月の主な増減品目

単位：%、ポイント

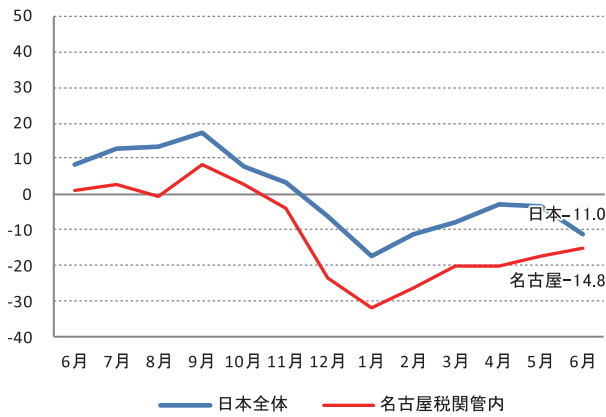
			概況品名	伸率	寄与度
			輸出	減少	1 自動車
		2 自動車の部分品	▲17.9	▲2.5	
輸入	増加	1 自動車	18倍	1.9	
		減少	1 無機化合物	▲41.2	▲1.6
		2 鉄鋼	▲40.2	▲0.9	

出所：名古屋税関

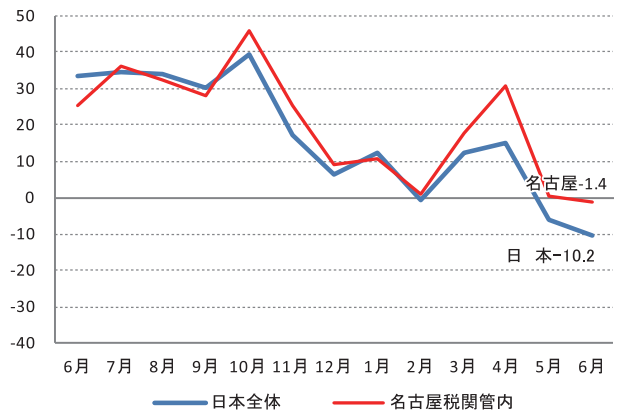


## 日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

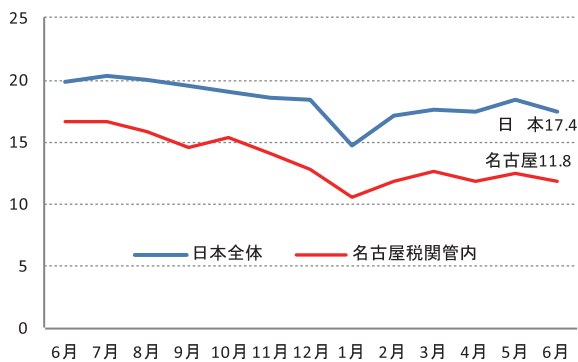
中国への輸出額の月別伸率(%)



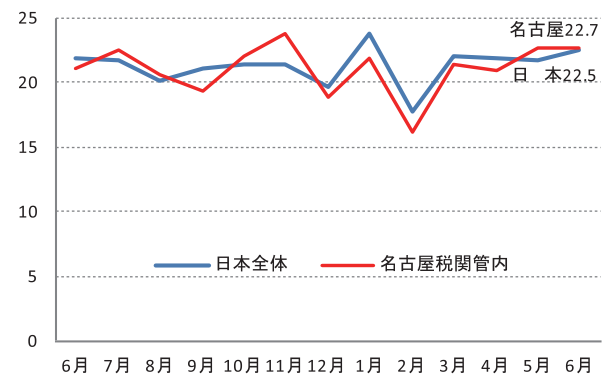
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



## 中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年	35,936	7.0	27,160	1.1
2023年6月	2,853	▲12.4	2,147	▲6.8
2023年1-6月	16,634	▲3.2	12,547	▲6.7

出所：中国税関総署

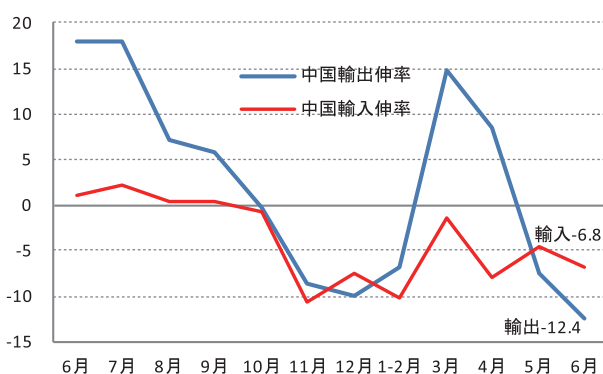
## 中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

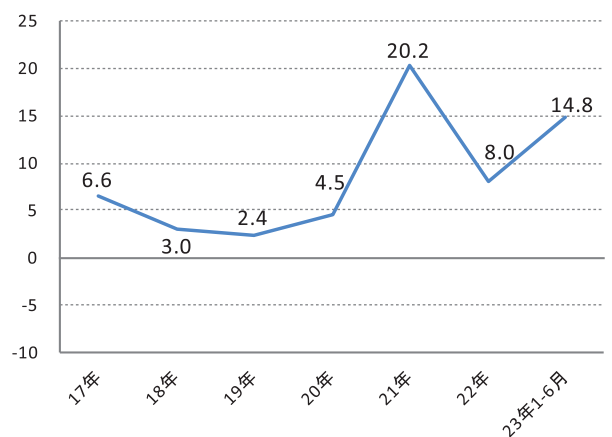
年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	N/A	N/A	1,734.8	20.2
2022年	N/A	N/A	1,891.3	8.0
2023年1-6月	N/A	N/A	622.9	14.8

出所：中国商務部

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の伸率(%)



## 中国の物価動向

### 消費者物価指数CPI (%)

	6月	1-6月
消費者物価指数	0.0	0.7
うち都市	0.0	0.7
農村	▲0.1	0.6
うち食品	2.3	2.5
食品以外	▲0.6	0.3
うち消費財	▲0.5	0.5
サービス	0.7	0.9

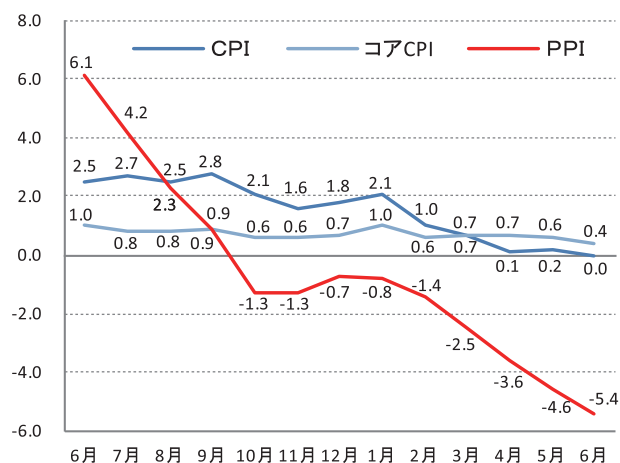
出所：中国国家統計局

### 工業生産者物価指数PPI (%)

	6月	1-6月
工業生産者物価指数(PPI)	▲5.4	▲3.1
うち生産資材	▲6.8	▲4.1
うち採掘	▲16.2	▲6.6
原材料	▲9.5	▲5.0
加工	▲4.7	▲3.4
生活資材	▲0.5	0.6
うち食品	▲0.6	1.3
衣類	1.0	1.6
一般日用品	0.3	0.6
耐久消費財	▲1.5	▲0.6
工業生産者仕入物価指数	▲6.5	▲3.0
うち燃料、動力類	▲11.1	▲2.2

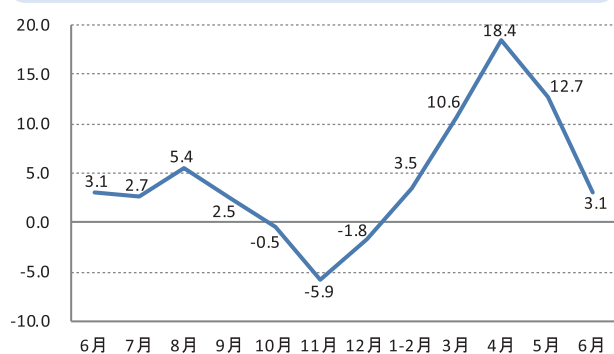
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数=卸売指数  
出所:中国国家統計局

### CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

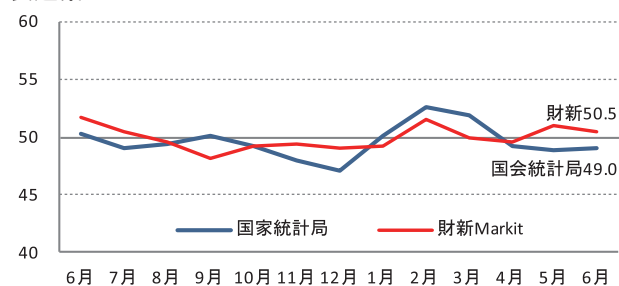
### 中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

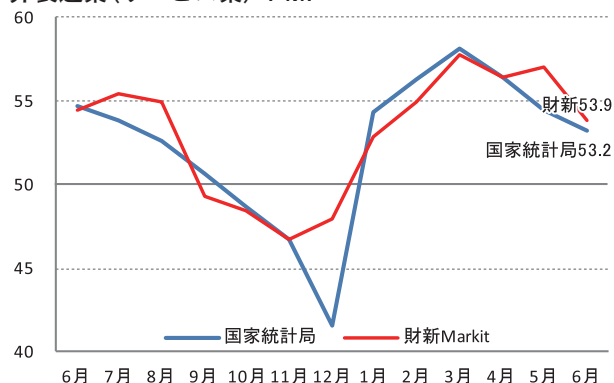
## 中国の景気先行指数

### 製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数  
景気後退<50<景気拡大

### 非製造業(サービス業) PMI

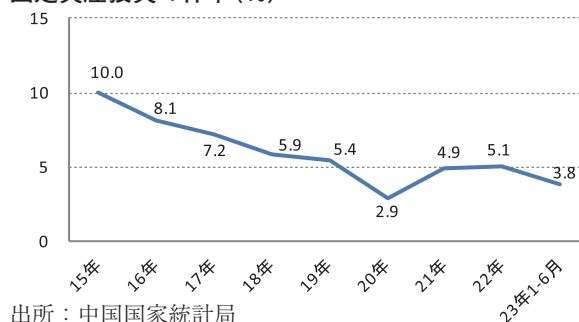


## 中国の固定資産投資

### 23年1-6月の固定資産投資

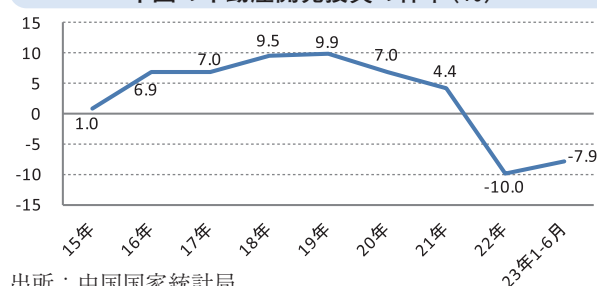
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		243,113	3.8
産業別	第一次	5,152	0.1
	第二次	74,839	8.9
	第三次	163,123	1.6
地域別	東部	N/A	6.4
	中部	N/A	▲1.7
	西部	N/A	0.8
	東北	N/A	2.2

### 固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

### 中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

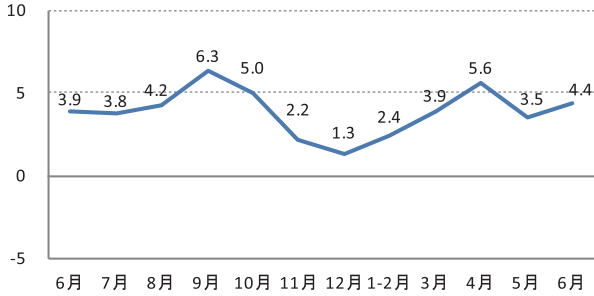
## 中国の工業

### 工業付加価値の伸率(%)

	6月	1-6月
一定規模以上の工業生産	4.4	3.8
内訳 鉱業	1.5	1.7
製造業	4.8	4.2
電気・ガス・熱・水生産供給業	4.9	4.1
内訳 国有企業	5.4	4.4
株式制企業	5.9	4.4
外資系企業	▲1.4	0.8
私営企業	3.2	1.9

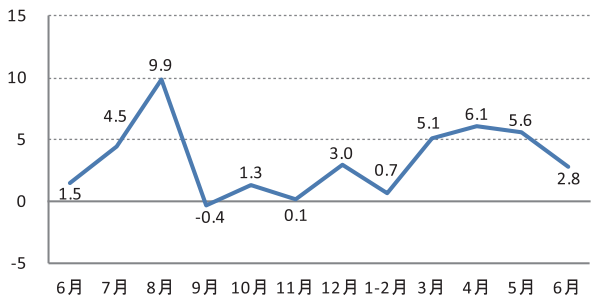
出所：中国国家統計局

### 一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



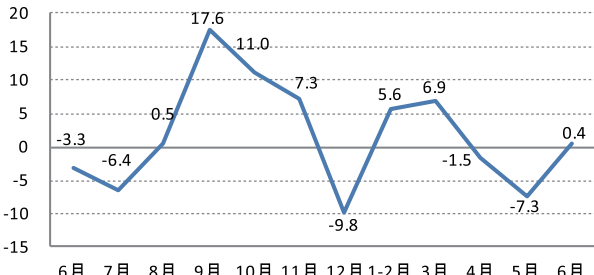
出所：中国国家統計局

### 一日当たりの発電量の月別伸率(%)



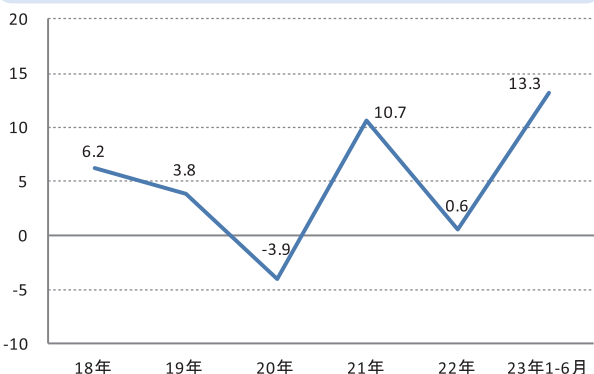
出所：中国国家統計局

### 粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

### 中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

## 中国の自動車販売台数

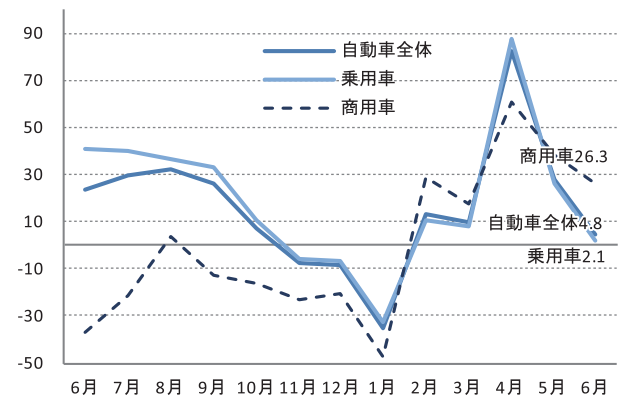
台数：万台

年月	自動車	
	乗用車	商用車
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
2021年	2,627	479
2022年	2,686	330
2023年6月	262	35
2023年1-6月	1,323	197

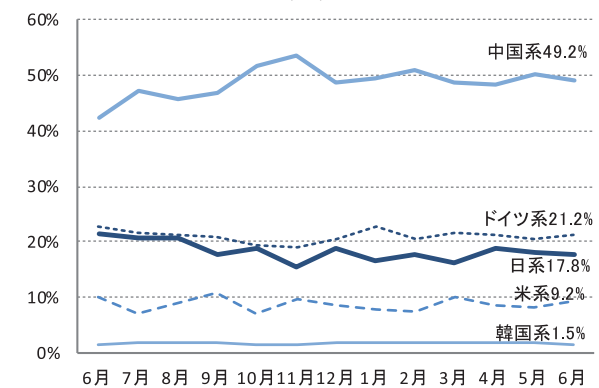
出所：中国汽车工業協会

※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

### 自動車販売台数の月別伸率(%)



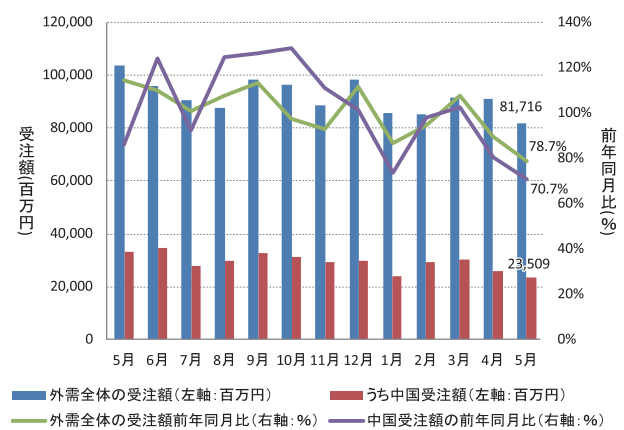
### 日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

## 日本の工作機械外需統計

### 外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会

# 〈中国短信〉

## ◆北京に国際科学技術イノベーションセンター

科学技術部など中央政府の12部門は、「北京国際科学技術イノベーションセンター」の構築を加速するよう通知を出した。構想は習近平総書記が提唱したものとされる。

〈2025年までの主な数値目標〉

- ・北京市GDPに占める研究開発投資の割合を約6%に引き上げ
- ・研究開発投資に占める基礎研究の割合を17%程度に引き上げ
- ・就業者1万人あたりの研究開発者数を約260人に

※21年末時点の全国平均は77人

- ・同年のハイテク産業の付加価値は1兆2,000億元以上とする
- ・デジタル経済の付加価値の年間平均成長率を約7.5%とする
- ・技術契約の売上高を8,000億元以上とする

## ◆次世代電力需給のロードマップが公表

中国国家エネルギー局(能源局、実質的には国家発展改革委員会)は6月2日、次世代電力需給のロードマップとして「新型電力システム発展青書」を発表した。

「新型電力システム」は習近平国家主席が21年に打ち出した概念で、60年までのカーボンニュートラル実現のため、風力や太陽光など再生可能エネルギーへの転換、送配電網のスマート化などが進んだ、新たな電力需給体制を指す。「青書」が発表されたのは今回が初で、電源構成では30年・45年・60年を節目とした次のロードマップが示された。

～2030年	新エネルギーを段階的に発電量の新規増加分の主体に。 石炭火力発電は電力の安全供給の基盤として維持。
2030～2045年	新エネルギーを発電容量(発電能力)全体の主体に。 石炭火力発電をクリーン・低炭素型に切り替え。
2045～2060年	新エネルギーを発電容量全体の主体に。 電気や水素などの二次エネルギーを統合利用する。

またロードマップは電源のほか、送配電、消費、エネルギー貯蔵のそれぞれの視点からも示されている。

国家エネルギー局は青書の発表にあたり、カーボンニュートラルの実現において、エネルギーを「主戦場」と位置付けており、今後も新たなエネルギー政策が打ち出されるものと見られる。

## ◆婚姻数 ここ10年で半減

中国民政部によると、2022年の婚姻件数は683万組で、1986年以降で最も少なかった。2013年に1,347万組のピークを迎えて以降、9年連続で減少が続いた結果、この10年でほぼ半減した。

婚姻件数の減少については、コロナ禍の前から始まっており、コロナ禍で拍車がかかった格好だが、少子化に直結する問題であるため、今後も注視していく必要があるようだ。

## ◆コロナ再感染 5月ピークか

中国疾病予防管理センターによると、5月中旬に新型コロナウイルスの再感染のピークを迎えたようだ。

5月の発熱外来受診者数は、1日の18万3千人から16日の36万人まで増加が続き、その後は減少に転じ、31日は29万4千人だった。

モニタリングデータでは、4月に比べて5月は発熱外来受診者数、重症者数、死亡者数とも増加したものの、昨年末のピーク時よりは大きく下回ったとされる。また5月の死亡者の平均年齢は79.3歳で、9割以上が基礎疾患を有する人だった。

## ◆中国 10か月ぶり利下げ

中国人民銀行は6月20日、事実上の政策金利とされる最優遇貸出金利(ローンプライムレート、LPR)を引き下げた。金融機関が企業などに融資を行う際の目安となる1年ものの金利は3.55%に、住宅ローンなどの長期貸出の目安となる5年ものの金利は4.2%になった。1年ものと5年もののいずれも0.1%下げられた。

第2四半期に入り、経済成長の鈍化が予想されており、金利引き下げにより、企業の資金調達の改善、経済の回復につながることを期待される。

## ◆駆動用バッテリーの生産急増

中国では電気自動車の普及に伴い、駆動用バッテリーの生産も急増している。

自動車メーカーや電池メーカーなどから構成される業界団体・中国自動車動力電池産業イノベーション連盟によると、5月の生産実績などは次の通りだった。

	5月		1～5月	
	GWh	伸率%	GWh	伸率%
生産	56.6	57.4	233.5	34.7
車載	28.2	52.1	119.2	43.5
輸出	11.3	—	45.9	—

中国国内の駆動用バッテリーメーカーは43社あるものの、寡占化が進んでおり、1～5月累計の車載実績では上位3社(CATL寧徳時代、BYD比亞迪、CALB中創新航)だけで、全体の81.6%を占めるといふ。

#### ◆新エネ車免税 再延長も26年以降抑制

中国財政部などは、新エネ車(EV、PHV、FCV)購入取得税(中国語：購置税)の免除を延長することを発表した。

購入時期	購入取得税
2024年1月1日～2025年12月31日	免除(上限3万元/台)
2026年1月1日～2027年12月31日	半減(上限1万5千元/台)

現行の免税措置は2014年9月から始まり、その後2017年、2020年、2022年に3回にわたって延長された結果、2023年12月31日まで適用されることが決まっている。

#### ◆大連市 新たな外資誘致策

大連市政府は6月15日、新たな外資誘致策を発表し、大規模な奨励金の支給が盛り込まれた。

- ・資本金1千万ドル以上の製造業・現代サービス業に奨励金600万～1,200万元を支給
- ・資本金1千万ドル以上の地域本部に奨励金800万～1,600万元を支給
- ・認定基準を満たした研究開発拠点到奨励金50万～200万元を支給

#### ◆猛暑で電力需要のピーク早まる

国家エネルギー局(能源局)の余冰副局長は6月16日に北京市で開かれたフォーラムで、今夏に入り中国国内の複数の地域で気温の急上昇があり、電力消費のピークの時期が早まっているとの見解を示した。真夏のピーク時の電力供給は全般的には確保で

きる見込みであるものの、地域や時間帯によっては需給バランスの矛盾が発生しうるといふ。

猛暑に対し、中国二大送電会社である国家电网と南方電網ではすでに対策に乗り出している。国家电网の管内では、最大電力負荷がこの時期としては高水準8億9千万kwに達したが、需給バランスに支障は出ていないという。南方電網の管内では最大電力負荷が過去最高に近い2億2,200万kwに達し、広西チワン族自治区と海南省では過去最高を更新したという。

#### 華南、華東、華中地区で電力不足か

中国電力企業連合会は、通常的气象条件であっても、今年最大の電力負荷は約13億7千万kw、前年より約8千万kw増加すると予測している。長期かつ大規模な異常気象が発生した場合は、最大の電力負荷が前年比で約1億kw増加する可能性もあるとしている。

今夏のピーク時には、華南、華東、華中地区では電力不足が懸念される一方、東北、華北、西北地区では支障はないと予想されている。

#### ◆上海 最低賃金を引き上げ 7月から

上海市人力资源和社会保障局は6月30日付の通知で、7月1日より市内の最低賃金を引き上げた。2年ぶりの改定で、2,590元から2,690元/月に引き上げられた。上昇率は前回4.4%であったのに対し、今回は3.9%と、前回は若干下回った。

最低賃金が最も高い上海市が引き上げに踏み切ったことで、他の地方に波及する可能性がある。

#### ◆鉄道輸送 旅客が急回復

中国国家鉄路集団によると、今年1-5月の鉄道旅客輸送は前年同期比132.7%増の14億4,249万人だった。5月単月では251.7%増の3億2,446万人だった。

一方、コロナ禍の影響の小さかった鉄道貨物輸送は、1-5月に前年同期比0.9%増の20億6,725万トンと微増にとどまった。

中国と欧州を結ぶ貨物列車「中欧班列」は1-5月に同16%増の7,126本が運行され、コンテナ輸送量は31%増の77万4,000TEUだった。5月単月では13%増の1,515本が運行され、コンテナ輸送量は29%増の16万5,000TEUだった。